

道徳哲学の方法

塩野谷 祐一

一 正当化の問題

この小論はジョン・ロールズによって提起された道徳哲学の方法論を取り上げようとするものであって、その意図は、社会科学における倫理的価値判断のとらえ方を再考しようとするところにある。

道徳哲学ないし倫理学は道徳的諸問題の哲学的考察であるが、一般にそれは性質の異なる三つの分野を含んでいると考えられている⁽¹⁾。第一は道徳現象の記述的、経験的説明(道徳)であり、第二はなにが善であり、なにが正であるかという規範的判断についての理論(規範的倫理学)であり、第三は道徳判断における言語や命題の意味およびそれらの正当化の根拠についての分析(メタ倫

理学)である。メタ倫理学は規範的判断を下すのではなく、そのような判断の論理的、認識論的、意味論的な研究をおこなうものであるが、分析哲学の発展に呼応して、二十世紀における道徳哲学がメタ倫理学に強い傾斜をもってきたことは否定できない。

こうした傾向の中において、ロールズの『正義の理論』⁽²⁾の貢献はなによりも道徳哲学の伝統的な分野である規範的倫理学において、功利主義と対決する大規模な正義の規範原理を構築したことにある。しかしロールズは同時にメタ倫理学の分野においても重要な問題提起をおこなったと考えられる。それは道徳判断の正当化の方法についてである。道徳判断の正当化の問題というのは、道徳判断の妥当性をなんらかの客観的な方法によって正

当化することができかどうか、できるとすればどのよう⁽³⁾にしてか、またできないとすれば道徳判断の根拠はなにか、といったことである。

現代の倫理学はこの問題への解答として伝統的に三つの代表的な立場があるとみなしている。⁽³⁾第一に、容易に分るように、道徳的、倫理的判断は一つの価値判断であるから、それを客観的に正当化することは不可能であると考える立場がある。こういう否定的見解をとるのが非認識論(non-cognitivism)または非記述論(non-descriptivism)と呼ばれるものであって、それは倫理的判断を主観的な欲求や情緒の表明にすぎないとみなし、それらを合理的、客観的に正当化することはできないと結論する。倫理的判断を情緒とみなすという側面に注目して、この立場は情緒主義(emoitivism)とも名づけられている。

経済学を始めとして今日の社会科学においては、この見解が広く素朴に受け入れられている。経験科学の立場から価値判断を主観的なものとして拒否することはきわめて自然と考えられるからである。この小論の基礎にある考え方は、こうした素朴な支配的見解への懐疑である。

この見解の定型として、マックス・ウェーバー⁽⁴⁾の「価値自由」の議論を挙げることができる。それは価値判断を主観的なものとみなし、科学の立場から価値判断を客観的に正当化することはできないから、科学は価値判断を排除しなければならないというものである。またミューラー⁽⁵⁾の価値判断論は、やや重点を移して、科学の立場においても現象の認識のためにかえて価値を仮説的に前提しなければならぬというものであって、ここでは価値判断が「価値前提」という形で科学の立場において位置づけられる。しかしウェーバーの場合にも、現象の認識は価値関係的であると考えられていて、そのことのゆえに「価値自由」の要請に重点がおかれたのである。重点の相違はあれ、両者が価値判断を客観的に正当化しえないものとみる点では共通である。

それに対して、ハロッド⁽⁶⁾は倫理的命題の真偽は経験的事実の問題であり、それを価値判断として排除する代りに、経験的研究によって基礎づけなければならないとみている。このような考え方は社会科学においては異端に属するものであるが、社会関係が法や道徳や世論といったような一定の倫理的ルールを含んで成立しているとい

う「価値事実」を忠実にとらえている点で注目しなければならぬ。哲学者や倫理学者のあいだでは、倫理的命題の客観性はごく自然の話題である。彼らは「価値事実」から眼を逸らさないから、経済学者には考えられぬような価値正当化の問題が積極的に議論の対象となっている。われわれは視野を拡げて、メタ倫理学の状況を眺めることにしたい。

さて、倫理的判断を正当化できると考えるのは、次の第二および第三の立場である。

第二は直覚主義(intuitionism)であって、これによれば、われわれは倫理的命題の真偽を知ることができるが、それはなんらかの証明や観察による正当化を要するものではない。基本的な倫理的判断は自明であり、直覚によってのみ知ることができる。このような自明の第一原理は他のなにものからも導かれるのではなく、逆にこれからさまざまの派生的な倫理的命題が演繹されるのである。この立場は、次に述べる自然主義を否定するということ意味で非自然主義(non-naturalism)とも呼ばれる。

第三は定義論(determinism)の立場であり、これは道徳概念を道徳外概念によって定義し、それによって倫理的

命題を倫理外の事実にかんする文章に翻訳する。倫理的判断はいわば経験的事実の偽装された主張にはかならないとみなされる。この意味でこの立場は自然主義(naturalism)と呼ばれる。もし価値が事実によって定義されるならば、倫理的価値判断は経験的世界にかんする事実的陳述と同じように実証によって正当化することができるのである。

以上が正当化問題についての代表的な理論の考え方である。さてロールズは正義の理論の正当化に当って、以上のいずれの立場もとらない。まず彼は正当化の可能性を否定しない。その上で、彼は倫理的判断における第一原理や仮定が必然的に自明であるとは考えないし、また倫理的判断における概念や基準が倫理外的な他の概念によってくまなく置き換えられるとは考えないのである。

ロールズの正義の原理そのものは、一方では、仮説的な原初状態(original position)において人々の合理的な選択の結果として合意されたものであり、他方では、人の日常的な道徳判断と比較することのできる結果を導き出している。ロールズにおける正当化はこの二つの側面について検討されなければならない。

第一の側面は、一定の前提から、正義の原理が人々の合理的選択と両立する形で演繹されるプロセスの正当性である。彼は道德的言語の意味や性質を説明すれば事が足りるとは考えていない。公理や定義のみから正義の実体論を展開することはできないからである。そこで彼は正義の実体論を論理的に展開しながらも、それで終るのではなく、むしろ正義の原理を経験科学における理論的仮説に類似したものとみなし、事実による検証を考えようとする。これが第二の側面を構成する。ここでの彼の方法論は「思考的均衡における熟慮的判断」(considered judgment in reflective equilibrium)というものである。以下ではこの二つの側面にわたって正当化の方法を検討しようと思う。

- (1) W. K. Frankena, *Ethics*, 2nd ed., Englewood Cliffs, N. J., 1973. 杖下隆英訳『倫理学』培風館、昭和五十年、六八ページ。
- (2) J. Rawls, *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass., 1971.
- (3) W. K. Frankena, *op. cit.* 邦訳「一六二ページ」。R. B. Brandt, *Ethical Theory*, Englewood Cliffs, N. J., 1959, pp. 151-152.

- (4) M. Weber, "Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis," in *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 1922. 富永祐治・立野保男訳『社会科学方法論』岩波書店、昭和十一年。
- (5) G. Myrdal, *Value in Social Theory*, ed. by P. Steeten, London, 1958.
- (6) R. F. Harrod, *Sociology, Morals and Mystery*, London, 1971. 清水幾太郎訳『社会科学とは何か』岩波書店、昭和五十年。

二 原初状態と正当化

ロールズの正義の原理は、直接には、原初状態における人々の社会契約によって合意されると説明されている。原初状態における社会契約というのはもちろん比喻にすぎず、一定の前提からある正義の原理が演繹されるという論理的過程がここでの問題の性質である。したがって原初状態の規定は演繹的推論の前提を特定化することであって、異なった前提からは異なった原理が導かれることになる。

このような第一の側面における正当化の問題はたんなる論理性の検討だけでなく、出発点となる前提が人々

の合意をえられるかどうかの問題である。ある前提からある結論を導くということはたんに証明にすぎないが、出発点となる前提を誰もが承認すればその証明は正当化されたことになる。したがって正当化問題の一半は原初状態の規定を検討することである。ロールズが与えた規定を要約的に列挙すると、次のとおりである。

原初状態の規定について特徴的な点は、第一に、正義の原理が個人々の合理的選択によって導かれると想定することである。ある特定の条件を所与とするとき、どの原理を採用することが個人にとって合理的かを問うのである。正義の原理は合理的選択の理論を基礎にする。このことによって、正義の原理は直覚によって選択されるのではなく、説明し正当化することができるようになる。第二に、選択に当たっての重要な前提は無知のヴェールである。原初状態においては、人々は実際の社会状態の中で自分がどんな地位、資産、能力、性向などをもつかについての情報をいっさいもっていないと想定される。これは正義の原理の導出に当たって公正の条件を与えるものである。

第三に、人々は平等であり、原理選択に当たって同一の

権利をもつと想定される。この想定の目的は、人間を平等な道徳的人格として規定することであり、この平等性の根拠は善の観念および正義の感覚について人々が類似性をもつということである。

第四に、正義という観念を必要とする環境、すなわち「正義の環境」が成立すると想定される。これには客観的環境と主観的環境とがあり、前者は、社会的協同によって生み出される利益が稀少性をもっており、したがって利益の分配関係を定めるルールとして正義が要請されるというものである。後者は、個人々は自分の利害に関心をもつが、他人の利害には関心をもたないという状況をさす。

第五に、選択される正義の原理がみだされなければならない制約条件として、一般性、普遍性、公示性、順序性および最終性が要求される。

以上が原初状態の規定の中に含まれる諸前提である。これらの諸前提はできるだけ弱く、人々が共通に承認し合意できるものであることが正当化の要件となるであろう。

ロールズによれば、以上の前提から導かれるものが彼

の正義の二原理であって、その内容は、平等な自由(第一原理)と公正な機会均等(第二原理の一部)との保障のもとで、社会的基本財の配分に格差原理ないしマキシミン原理(第二原理の一部)を適用するというものである。

一定の前提からロールズの正義の原理を導出するという論理過程、およびその原理が社会的意思決定において演ずる論理機能は、いわゆる社会厚生関数論ないしは社会選択理論の好個の研究材料となっている。ここでは正当化の方法的側面のみを扱っているので、その内容には立ち入らないが、正義の原理の導出する前提として、ストラスニックが「優先原理」(Priority Principle)を定式化していることに注目すべきである。それによれば、人々は誰でも分配される社会的基本財の多い方を選択するが、そのような人々の選好は社会的には平等のウェイトをもたなければならぬとされる。したがってかりに人々が異なった量の社会的基本財をもつ場合、誰かの選好が優先するということはありません、人々の選好は平等の優先度をもたなければならぬのである。

(7) いくつかの代表的な研究を挙げよう。S. Strassnick,

"Social Choice and the Derivation of Rawls's Difference Principle," *Journal of Philosophy*, February 26, 1976. P. J. Hammond, "Equity, Arrow's Conditions, and Rawls' Difference Principle," *Econometrica*, July 1976. K. J. Arrow, "Extended Sympathy and the Possibility of Social Choice," *American Economic Review*, February 1977. C. D'Aspremont and L. Gervers, "Equity and the Informational Basis of Collective Choice," *Review of Economic Studies*, June 1977.

三 思考的均衡と熟慮的判断

前提から理論を演繹した場合、その理論を事実によって検証するのが経験科学の方法である。ロールズは正義の理論の正当化の第二の側面として、事実による検証を取り上げる。いったい道徳問題にかんして理論を検証する事実とはなにか。

これを文字通りにとれば、理論は現実におこなわれる日常的な道徳判断に合致するかどうかによってテストされることになる。ある年齢以上で知的能力をもつ人は、ふつう道徳上の能力や感覚を備えており、直観や信念に基づいてある道徳判断をおこなっている。しかし、この

ような日常的な判断がそのまま承認されるわけではない。たしかに道徳哲学は人々の道徳能力を記述する試みを含むが、道徳哲学における規範的原理は個々の場合について正しい道徳判断を導くための原理的定式化であって、現実にみられる道徳判断を超えたものである。そこで現実に照らして道徳理論を正当化するという課題はやや特殊な方法論を必要とすることになる。

ロールズは「熟慮的判断」を道徳上の能力が歪みなしに発揮される場合の判断と定義する。日常的におこなわれる道徳判断は必ずしもつねに完全なものではない。たとえば躊躇しておこなう判断、確信をもてない判断、心が動転しているときの判断などは誤りがちであり、自分の利害のみにとらわれがちとなる。「熟慮的判断」とは、正義の感覚の発揮にとって望ましい状態のもとでおこなわれる判断にはかならない。その場合には、人は正しい結論に到達する能力、機会、欲求をもち、しかもそれが妨げなしに発揮されるのである。

かくして正義の理論の正当化は、原初状態において選択された原理がわれわれの日常的判断ではなく、われわれの「熟慮的判断」に一致するかどうかによってテスト

される。もちろん原初状態において選択されたロールズの原理は「熟慮的判断」に一致すると主張されるのである。もし原理が「熟慮的判断」と一致するならば、原理はわれわれの正義の感覚を記述していることになる。

それでは「熟慮的判断」はどのようにして形成されるのであろうか。人々があらかじめ道徳判断をもっているとき、なんらかの道徳原理が提供されると、しばしば両者のあいだにはギャップが見出されるであろう。もし彼が道徳原理に共鳴することができれば、それに合致するように道徳判断を変更する。共鳴できなければ、もとの道徳判断を固持することになる。いくつもの道徳原理が提起されている状態を考えると、人はそれらを比較検討した上で、それらのうちのどれかに合致するようにもとの道徳判断を変更するか、あるいはもとの道徳判断を維持し、したがってそれに対応する原理を採用する。このようにいくつもの原理の可能性を考慮に入れて思考をめぐらし、一連の道徳判断の修正を経た結果、道徳原理と道徳判断との合致が成立する状態を「思考的均衡」と呼ぶのである。「熟慮的判断」はこの「思考的均衡」において成立する究極的な道徳判断であるということができ

る。自然科学においては、このように理論的知識が現実の運動そのものを交えるということはありません。

もちろんロールズの接近方法は、ありとあらゆる正義の原理を取り上げて、その上で「思考的均衡」の成立を求めるというのではなく、道徳哲学史上伝統的に最も重要な功利主義との対比を通じてマキシミン原理を擁護し正当化しようとするのである。

以上のような道徳原理と日常的な道徳判断との整合性を正当化の基準にするという考え方は、整合説 (coherence theory) と呼ばれる⁽⁸⁾。これはけっして新しいものではないが、ロールズの説明は著しく明快である。しかし彼の議論に対しては、整合説による論証の方法は不明確であり、科学的に確立されたものとはいえないという批判⁽⁹⁾、また命題の真偽を人々がそれをどう考えるかによってテストしようとすることは主観主義や直覚主義を主張することにほかならないという批判⁽¹⁰⁾がなされている。それに加えて、とくにロールズの場合にはたんに静的な命題間の整合性が問題ではなく、道徳原理と道徳判断とのあいだに動態的な生成・変化の関係があって、両者のあいだのフィードバックを通じて究極的に「思考的均

衡」が成立すると想定されているのであるから、そのような均衡化のメカニズムがなにかが明らかにされない限り、道徳原理と道徳判断とのあいだの合致ないし整合性は主観的な主張に終ってしまふ。ロールズの「思考的均衡」の議論は整合説の論理を明快に整理したものであるということが出来るが、彼自身その議論がいつそう困難な問題を提起することを認めている。たとえば、「思考的均衡」は存在するか、もしそうならば一意的か、いかにして到達しうるか、という問題がそれであるが、彼はそれらに答えることを断念している。そこで以下ではもう少し問題を掘り下げるために、整合説のモデル・ビルディングと均衡化のメカニズムを明示的に取り上げることになしよう。

- (8) J. Feinberg, "Justice, Fairness and Rationality," *Yale Law Journal*, April 1972. R. B. Brandt, *op. cit.*, chap. 10. A. C. Ewing, *Ethics*, London, 1953, chap. 1.
- (9) D. Lyons, "Nature and Soundness of the Contract and Coherence Arguments," in N. Daniels (ed.), *Reading Rawls*, New York, 1976.
- (10) R. M. Hare, "Rawls' Theory of Justice," in N. Daniels (ed.), *op. cit.*

四 モデル・ビルディング

正当化の問題を通じて明らかかなように、ロールズの正義の理論は二面から構築されている。第一は、人々によって一般的に合意された諸前提から出発して、論理的に正義の理論を演繹するという過程である。第二は、導出された正義の理論が日常的道德判断と合致するかどうかを検討する過程である。一見したところ、他の経験科学と同じように、ロールズにおける道德哲学の方法論は理論的構築と事実的観察とのあいだの相互作用から成り立っている。ただしこの場合の観察データとしての道德判断はたんなる事実として固定しているのではなく、道德原理の知識によって変化していく。道德原理と合致することが期待されているのは、均衡状態において人々が抱くはずの「熟慮的判断」である。この均衡化の過程は二面的であって、道德原理の調整と道德判断の調整とのあいだにフィードバックが繰り返されるという。このフィードバックが行き尽くし、完全な合致が見られるとき、「思考的均衡」が成立する。「熟慮的判断」はこの均衡におけるものである。

この方法論が有効であるとすれば、道德哲学は規範的倫理学の分野においても科学的モデル・ビルディングの手法に従うことになる。そのためには、整合説における「思考的均衡」の理論をできる限り明確にする必要がある。

さて、整合説においては、道德にかんするわれわれの日常的な生活が出发点となる。われわれは何が正義であるかについての考えをもっており、個々の問題に対して具体的な判断を加えている。たとえば、人々は奴隷制や汚職が不正であるという信念をもっている。整合説は道德原理の発見の論理と正当化の論理との双方を含んでおり、日常的具体的な道德判断を基礎にして、一般的な道德原理の発見および正当化をはかるのである。そのさい道德原理と道德判断とのあいだの整合性をとらえるモデルとして二つのものが区別される。それらは自然的モデルと構成的モデルと呼ばれる⁽¹⁾。

まず第一の自然的モデルにおいては、発見および正当化の対象となる道德原理は人々がつくり出すものではなく、それ自身ですでに客観的な道德的実在とみなされ、ちょうど人々が宇宙の中に物理法則を発見するのと同じ

ように、人々によって発見されるものである。このような道徳原理を発見するための道具はかなり高い程度のだ徳能力であって、必ずしもすべての人がつねに備えているものではない。これは正常な知性や知識や公平な判断を前提としていなければならず、ロールズ自身はこれを「熟慮的判断」と呼んだのである。客観的な自然の観察が物理法則を発見するための鍵となつたのと同じように、「熟慮的判断」が一般的な道徳原理を発見するための鍵とみなされる。現実の道徳判断そのものではなく、ある程度加工された道徳判断によって客観的な道徳原理の発見をおこなうのが、自然的モデルの方法である。

これはちょうど博物学者が現実に発見された動物のいくつかの骨の破片から動物の全体像を再構成しようとするのと同じである。自然的モデルの特徴は、見つけようとする道徳原理が固定した客観的存在であるという想定であって、ある原理が正しいかどうかは標準的な方法によってテストされるとみなされるのである。

それに対して、第二の構成的モデルは同じように「熟慮的判断」を基礎とするけれども、これを手掛りにして独立の道徳原理を発見しようとするのではなく、個々の

道徳判断と適合するような一般的道徳原理を人為的に構成しようとする。この仕事は、彫刻家がたまたま発見された数個の骨をもとにしてこれに最もよく適合する動物の姿をつくり出すのに似ている。

ロールズは一般的道徳原理と日常的道徳判断との関係を、言語における文法と文章との関係にたとえている。日常的な文章例はある程度に基づいた文章の使用を前提としており、それと一般的な文法とがつき合われる。ここでは客観的な文法が先決されているのではなく、文法は現実の使用例にうまく適合するように構成されるのである。このことからみても、ロールズは構成的モデルを考えていると予想される。

以上の二つの整合説モデルは、道徳原理と道徳判断との整合化の方法論にかんして重要な相違を含んでいる。道徳の世界においても、一般原理と観察事実とのあいだには不一致が生ずる。そのさい自然的モデルの立場は、観察事実をうまく説明する原理が存在するはずであるのに、まだ発見されていないというふうに見える。観察される道徳判断からかけ離れた道徳原理は正当化されないから、それが一般原理として超越的に課せられるという

ことはない。

それに対して、構成的モデルの立場はもっと弾力的、実際的な見方を取り、現実の道德判断をとにかく整合的にまとめて行動の原理をつくらうとする。ロールズの整合説はこのような構成的モデルに基づいていると考えられる。フィードバックを通ずる「思考的均衡」の方法論はこのモデルにおいて始めて成立するからである。

(11) R. Dworkin, "The Original Position," in N. Daniels (ed.), *op. cit.* pp. 27-37.

五 均衡化のメカニズム

さて、以上のようなモデルを枠組みとして、道德原理と道德判断とのあいだのいわば均衡化メカニズムが想定されるのであるが、ロールズの均衡分析の特徴は次のように考えられる。

第一に、「思考的均衡」が成立するプロセスは二面的であり、そのプロセスを促進するのは合意という要素である。一般的道德原理と日常的道德判断とがつき合わされる場合、両者のあいだに調整がおこなわれる。先に述べたように、一方では道德原理に照らして道德判断が改

訂され、他方では道德判断に照らして道德原理が改訂される。このような双方向的な調整がおこなわれたあげく、両者が一致する理想状態が「思考的均衡」である。

ところでロールズの議論においては、正義にかんする道德原理は原初状態における人々の社会契約を通じて選ばれるというものであった。原初状態というのは道德原理を導出するための諸前提の総称にはかならず、社会契約というのは人々の合理的選択に基づく合意を通じて道德原理が演繹されるプロセスをさす。つまり道德原理は一定の前提から論理的に演繹されるという形式をとっている。

この道德原理が道德判断とつき合わされて、一方で道德原理の調整がおこなわれるが、これはじつは、道德原理を導出するさいの前提となった原初状態の諸規定が改訂されることを意味する。他方で、道德判断が「熟慮的判斷」という形をとりながら変更されていく。この二面的なフィードバックの過程を通じて「思考的均衡」が実現されるというのであるが、そのさい均衡への収斂を媒介するものは、人々のあいだの合意という要素以外にはないであろう。

ここで求められている道徳原理は個人的倫理ではなくて、社会的性格をもったものであり、「普遍化可能性」(universalizability)をもたなければならない。「普遍化可能性」は人々の合意によって保証される。その合意は二面的プロセスの双方、つまり原初状態に課せられる諸前提と「熟慮的判断」との二つについて達成されなければならない。

原理の正当化とは、人々のあいだに意見の不一致がある場合に、一方が他方を説得する議論のことである。そこで正当化の手続はすべての人々が共通に認める合意事項から出発する。前提としての原初状態の諸規定はそのようなものであることが望ましいのであって、もしそうであれば、そこから演繹される道徳原理も合意されるものとなる。その点をチェックするために「熟慮的判断」が持ち出されるのであって、道徳原理が指示する具体的な道徳判断がやはり人々の合意をうるものであれば、原理と観察事実との整合性は完全なものとなる。

このように、前提↓道徳原理↓「熟慮的判断」という連鎖の中で、道徳原理の出発点があいまいに合意され、しかも道徳原理の帰結としての道徳判断があいまいに合意さ

れるという場合、理論的に導出された道徳原理と日常の道徳経験に調和する道徳原理とが一致し、正当化が完成するのである。このような状態に到達するためには、出発点と帰結とのあいだにフィードバックによる改訂と調整が繰り返されなければならない。これが「思考的均衡」へのプロセスであり、このプロセスは人々の内省を通ずる思考のプロセスである。

この思考の行為が合意という社会的行為にかかわる点が重要であろう。合意の範囲を拡げることが道徳哲学の一つの課題ともいえるのである。道徳問題について対立する二人をとってみよう。一般的な道徳原理についても特定の道徳判断についても、二人のあいだで共通の合意点がなければ、説得の契機はえられず、ゲームは成立しない。道徳原理は空中の楼閣であっては社会的機能をもたないのである。

ある問題について対立する二人が同意しうる他の道徳問題を見つけることができよう。一方が他方の信念の間違っていることを批判し証明することができるためには、両者が共通にもっている原理や判断を使わなければならない。たとえば、ある一般原理が他の原理よりも彼がも

っている個別的な信念とうまく整合することを示せばよい。合意の形成は道德原理の展開の基礎である。先に述べたように、これは道德判断のもつ「普遍化可能性」と理解することができるであろう。

第二に、均衡分析のもっているもう一つの特徴を述べよう。これはときには欠点として指摘され、また第一の特徴と矛盾するようにみえるものである。それはこの方法によってえられる道德原理が相対的なものではないかという点である。

道德原理の正当化が以上のような諸前提および日常的道德判断についての合意に基づいているとすると、そこで正当化された道德原理は相対的なものである。人々の合意事項はたえず変化し、時代や社会に応じて異なってくる。こうしたことが許されるのもちろん整合説の構成的モデルにおいてであって、自然的モデルでは道德原理は日常的な道德事象からは独立で、いわば万世不易のものともみなされているから、こうしたことはありえない。そして不完全な人々の方がこの道德原理と適応しなければならぬのである。

しかし道德事象を自然事象と同じようにみるのではない

く、社会現象とみる方が自然であるとすれば、道德原理の相対性はむしろ当然のことであろう。ロールズはたんなる定義や論理のみから規範的倫理学を形成することができるとは考えておらず、それは経験的な仮定や事実を自由に導入して始めて可能になると述べている。

(12) R. M. Hare, *Freedom and Reason*, Oxford, 1963.

六 経験的証拠の性質

整合説は理論的命題と経験的証拠とのあいだの相互作用という考え方によって道德理論の正当化を基礎づける興味ある方法を提出した。それは経験科学に類似した方法であるようにみえる。しかし道德現象において経験的証拠となるものはあくまでも主観的なものであり、理論の正しさは人々の意見に合致するかどうかに求められるのである。これは理論と事実、および両者のあいだの関係を客観的に管理できる経験科学の場合とは著しく性質を異にするものであり、ここには主観性の要素が入り込まざるをえないであろう。

たしかに、一般に命題の真偽を人々がそう考えるかどうかによって基礎づけることは、明らかに誤っている。

支持者が多いからといって、その命題の客観性が保証されるわけではない。これは天動説を多くの人々が信じていた場合を考えれば、自明であろう。ヘアは⁽¹³⁾このことを挙げてロールズを批判しているが、これは的はずれであろう。道德現象における客観的データはまさに人々がどのように考えるかということにはかならないからである。

ヘアはまた、正当化に当って経験的素材とされる道德判断は結局のところ道德的直覚であって、ロールズの立場は直覚主義と交らないと批判している。ここにかつてシジウィック⁽¹⁴⁾が功利主義を基礎づけるに当って、常識道德 (Common Sense Morality) に訴えた方法論を引き合いに出すことができよう。ロールズの日常的道德判断はシジウィックの常識道德と似ているようにみえるが、両者の方法論は異なっている。シジウィックは常識道德として、正義の原理、利己心の原理および利他心の原理を挙げる。彼はこれらをお互に多元的存在として直覚主義に基づいて認めた上で、これらが第一原理としての功利主義に從属し、さらに功利主義がそれらを体系化するものとして位置づけている。⁽¹⁵⁾ たしかにロールズにおける道德判断は多かれ少かれ直覚的に与えられているが、

シジウィックや通常の直覚主義におけるように、それぞれ自明の真理として成立する多元的な道德判断が認められるのではなく、「思考的均衡」においては一元的な道德判断しか存在しないのである。そしてこの道德判断の一元化は先に述べたように合意のプロセスを経ておこなわれる。

それでは道德判断における多元的対立の可能性はどのようにして克服され、合意への収斂が可能になるのだろうか。道德原理をチェックするための道德判断が次のような操作を通じて用意されていることが、これに対する答えと考えられるであろう。ロールズは「有能な道德判断者」と「熟慮的道德判断」という二つの概念を使って、立ち入った説明を与えている。⁽¹⁶⁾

「有能な道德判断者」(competent moral judge) は正常な知性と十分な知識を備え、合理的人間であり、また人生についての同感的知識をもつものと考えられる。彼らはこのような性質をもった有能な人間として規定されており、理想的観察者の概念に似ている。

道德原理を選択するさいの原初状態では、無知のヴェールが支配していて、人々には十分な個別的情報は与え

られていないが、道德判断を下すさいの人々はそれとは対照的に十分な情報をもっている。

彼らはこのような一般的資質によって定義されており、どのような具体的道德原理を容認するかということによって定義されているのではない。むしろある原理は彼らの判断によって支持されるという理由で正当化されるのである。

「熟慮的判断」の概念についてはすでに触れたが、次のような特性が挙げられる。これは上述の一組の「有能な道德判断者」がおこなう一組の判断であって、いくつかの条件をもっている。(1)まず判断はそれがもたらす帰結からは独立に与えられなければならない。たとえば、ある判断をしたために自分に不利な影響が生ずるといった考慮をする必要はない。(2)その判断によって私的な利益をはかることがあってはならない。(3)判断は日常的な利害の対立する問題に対してなされる。(4)判断はその問題についての十分な研究に基づいて与えられる。(5)判断は正確であると思われ、意識されていることが要求される。(6)同じ問題については違った人が判断しても、同じ結果がえられる。(7)判断はなんらかの道德原理の意識的適用によ

るのではない。

このようにして「有能な道德判断者」の「熟慮的判断」が導かれ、これが別に求められた道德原理とつき合わされることになる。道德原理を検証する経験的証拠としての道德判断が、このような「有能な道德判断者」の「熟慮的判断」として規定されていることは、ロールズが道德判断からできる限り直覚主義的性格を取り去ろうと努めたためと考えられる。経験的証拠としての「熟慮的判断」は始めから固定した内容をもっているのではなく、上述のように道德原理とのつき合わせの過程において修正を受け、変化したり放棄されていく。そしてこのような経験的証拠は人々の生の道德判断ではなく、いわゆる道德的観点のもとで加工された材料である。

しかしもし道德判断の性質が無内容、無方向であるとすると、それがどのような道德原理を支持することになるかについて、疑問が生ずるのである。シュヴァルツ⁽¹⁷⁾はそのような観点から批判をおこなっている。第一に、ナチス社会における「有能な道德判断者」はナチスの正義の原理と整合的な道德判断を形成するのではないか。第二に、ロールズの正義の原理は、彼が否定する功利主義

やニーチェ的超人主義の信仰者をどのように改宗させることができるのだろうか。それが明らかでない限り、彼の原理はそれと適合的な道徳判断をもつ人々によって支持されるにすぎないのではないか。

ロールズの道徳哲学は、形式的にみれば、特定の前提から正義の原理を演繹するというプロセスから成り立つが、彼はその原理をたんに前提の上に立つ仮説として主張するだけでは満足せず、それが道徳現象の世界において検証されることを望んだのである。彼は道徳原理をたんなる演繹的モデルとして静態的にとらえるのではなく、前提のおき方や推論の進め方を経験に照らして決定し、改訂していくという帰納的プロセスを強調していると考へられる。たしかに道徳現象における帰納法は方法論と

して曖昧であるけれども、それだからといってこの側面をまったく無視することは望ましくないであろう。

- (13) R. M. Hare, "Rawls' Theory of Justice," *op. cit.*
- (14) H. Sidgwick, *The Methods of Ethics*, 7th ed., London, 1907.
- (15) J. B. Schneewind, "First Principles and Common Sense Morality in Sidgwick's Ethics," *Archiv für Geschichte der Philosophie*, Band 45, Heft 2, 1963.
- (16) J. Rawls, "Outline of a Decision Procedure for Ethics," *Philosophical Review*, April 1951.
- (17) A. Schwartz, "Moral Neutrality and Primary Goods," *Ethics*, July 1973.

(一橋大学教授)